



発行 新潟県  
**第 30 号**  
 平成25年4月16日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 565 包括外部監査契約の締結（政策評価室）
- 566 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 567 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 568 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 569 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の休止届（福祉保健課）
- 570 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 571 農業振興地域の区域変更（地域農政推進課）
- 572 保安林の指定予定（治山課）
- 573 保安林の指定予定（治山課）
- 574 保安林の指定予定（治山課）
- 575 保安林の指定予定（治山課）
- 576 保安林の指定予定（治山課）
- 577 保安林の指定予定（治山課）
- 578 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 579 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 580 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 581 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 582 公共測量の終了通知（監理課）
- 583 公共測量の終了通知（監理課）
- 584 公共測量の終了通知（監理課）
- 585 公共測量の終了通知（監理課）
- 586 公共測量の終了通知（監理課）
- 587 二級建築士及び木造建築士の免許の取消し（建築住宅課）

公 告

- 新潟学園改築整備事業の入札説明書等の策定及び公表（児童家庭課）
- 大規模小売店舗の新設（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

公安委員会告示

- 20 少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域（少年課）



地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成25年 4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 包括外部監査契約の期間の始期  
平成25年 4月 1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
氏名 井口 誠  
住所 新潟市中央区沼垂西1丁目6番21号  
ハイツ加賀田1号室
- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告提出後に一括払、必要に応じ前金払

### ◎新潟県告示第566号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年 4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	指定年月日
じろう歯科診療所	三条市長野337番地	平成25年 3月 1日
小司歯科医院	燕市吉田東栄町51-17	平成25年 1月25日
大手薬局 中島店	長岡市中島7-1-32	平成25年 3月 1日
アイン薬局 瀬波店	村上市瀬波中町12番24号	平成25年 3月 1日
ウエルシア薬局妙高栗原店	妙高市栗原2-5-10	平成25年 3月 1日

### ◎新潟県告示第567号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年 4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	廃止年月日
桑原医院	上越市柿崎区柿崎6566番地	平成25年 2月28日
外山整形外科内科医院	三条市北四日町16番19号	平成25年 2月17日
さんか歯科医院	上越市栄町1-3	平成25年 3月31日

堀田歯科医院	村上市学校町3-50	平成25年3月31日
エイム調剤薬局	長岡市浦653番地1	平成24年11月30日
なかじま調剤薬局	長岡市中島7丁目1番32号	平成25年2月28日
トモエ薬局高田店	上越市樋場2街区1-1	平成25年3月31日
トモエ薬局春日野店	上越市春日野1-14-9	平成25年3月31日
さくら薬局	燕市殿島2丁目10-14	平成25年1月31日
ウエルシア薬局新潟小出店	魚沼市井口新田1003-6	平成23年5月31日

## ◎新潟県告示第568号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社アルプ ビジネスクリ エーション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	まちトレ十日 町	十日町市千歳町3丁 目5番地9マト新ビ ル1階	通所介護	H25.4.1
株式会社アルプ ビジネスクリ エーション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	まちトレ十日 町	十日町市千歳町3丁 目5番地9マト新ビ ル1階	介護予防通所介 護	H25.4.1
株式会社アルプ ビジネスクリ エーション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	ケアセンター まちなかや十 日町	十日町市千歳町3丁 目5番地9マト新ビ ル1階	居宅介護支援	H25.4.1
株式会社アルプ ビジネスクリ エーション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	まちトレ上越	上越市藤巻9番地5 号	通所介護	H25.4.1
株式会社アルプ ビジネスクリ エーション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	まちトレ上越	上越市藤巻9番地5 号	介護予防通所介 護	H25.4.1
株式会社アルプ ビジネスクリ エーション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	まちなかや訪 問看護ステー ション	魚沼市小出島107番 地3	訪問看護	H25.4.1
株式会社アルプ ビジネスクリ エーション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	まちなかや訪 問看護ステー ション	魚沼市小出島107番 地3	介護予防訪問看 護	H25.4.1

株式会社アルプ スビジネスクリ エーション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	まちなかや居 宅介護支援事 業所	魚沼市小出島107番 地3	居宅介護支援	H25.4.1
株式会社アルプ スビジネスクリ エーション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	まちなかやト レーニングセ ンター	魚沼市本町1丁目31 番地	通所介護	H25.4.1
株式会社アルプ スビジネスクリ エーション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	まちなかやト レーニングセ ンター	魚沼市本町1丁目31 番地	介護予防通所介 護	H25.4.1
株式会社トモエ	上越市西本町3丁 目5番9号	トモエ薬局高 田店	上越市大字樋場2街 区1-1	居宅療養管理指 導	H25.4.1
株式会社トモエ	上越市西本町3丁 目5番9号	トモエ薬局高 田店	上越市大字樋場2街 区1-1	介護予防居宅療 養管理指導	H25.4.1
株式会社トモエ	上越市西本町3丁 目5番9号	トモエ薬局春 日野店	上越市春日野1-14 -9	居宅療養管理指 導	H25.4.1
株式会社トモエ	上越市西本町3丁 目5番9号	トモエ薬局春 日野店	上越市春日野1-14 -9	介護予防居宅療 養管理指導	H25.4.1
社会福祉法人小 千谷市社会福祉 協議会	小千谷市大字桜町 5140番地	小千谷市地域 包括支援セン ター	小千谷市内2-7 -5	介護予防支援	H25.4.1
株式会社アルプ スビジネスクリ エーション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	まちトレ柏崎	柏崎市柳橋町9番32 号	通所介護	H25.4.1
株式会社アルプ スビジネスクリ エーション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	まちトレ柏崎	柏崎市柳橋町9番32 号	介護予防通所介 護	H25.4.1
ヤシロシステム 興業株式会社	新潟市秋葉区矢代 田木戸ノ下705番 地5	ヤシロシステム興業株 式会社ハティブラ ザみかわ	東蒲原郡阿賀町吉津 3729番2	認知症対応型共 同生活介護	H25.2.1
ヤシロシステム 興業株式会社	新潟市秋葉区矢代 田木戸ノ下705番 地5	ヤシロシステム興業株 式会社ハティブラ ザみかわ	東蒲原郡阿賀町吉津 3729番2	小規模多機能型 居宅介護	H25.2.1

◎新潟県告示第569号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	事業所の所在地	休止したサービスの種類	休止年月日
えんじゅの郷ヘルパーステーション	上越市中郷区藤沢989番地2	訪問介護	H25.4.1

## ◎新潟県告示第570号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
株式会社アルプスビ ジネスクリエーショ ン新潟	長岡市東高見1 丁目3番地5	ケアセンターまち なかや十日町	十日町市千歳町 3丁目5番地9 マト新ビル1階	居宅介護支援	H25.3.31
株式会社アルプスビ ジネスクリエーショ ン新潟	長岡市東高見1 丁目3番地5	まちなかや居宅介 護支援事業所	魚沼市小出島107 番地3	居宅介護支援	H25.3.31
株式会社アルプスビ ジネスクリエーショ ン新潟	長岡市東高見1 丁目3番地5	デイサービスセン ターまちなかや	魚沼市小出島107 番地3	通所介護	H25.3.31
株式会社アルプスビ ジネスクリエーショ ン新潟	長岡市東高見1 丁目3番地5	デイサービスセン ターまちなかや	魚沼市小出島107 番地3	介護予防通所介 護	H25.3.31
株式会社アルプスビ ジネスクリエーショ ン新潟	長岡市東高見1 丁目3番地5	まちなかや訪問看 護ステーション	魚沼市小出島107 番地3	訪問看護	H25.3.31
株式会社アルプスビ ジネスクリエーショ ン新潟	長岡市東高見1 丁目3番地5	まちなかや訪問看 護ステーション	魚沼市小出島107 番地3	介護予防訪問看 護	H25.3.31
株式会社アルプスビ ジネスクリエーショ ン新潟	長岡市東高見1 丁目3番地5	まちなかやトレ ニングセンター	魚沼市本町1丁 目31番地	通所介護	H25.3.31
株式会社アルプスビ ジネスクリエーショ ン新潟	長岡市東高見1 丁目3番地5	まちなかやトレ ニングセンター	魚沼市本町1丁 目31番地	介護予防通所介 護	H25.3.31
株式会社アルプスビ ジネスクリエーショ ン新潟	長岡市東高見1 丁目3番地5	まちトレ上越	上越市藤巻9番 5号	居宅療養管理指 導	H25.3.31
株式会社アルプスビ ジネスクリエーショ ン新潟	長岡市東高見1 丁目3番地5	まちトレ上越	上越市藤巻9番 5号	介護予防居宅療 養管理指導	H25.3.31
社会福祉法人新発 田市社会福祉協 議会	新発田市本町4 丁目16番83号	デイサービスセン ターことぶき園	新発田市藤塚浜 字石山海岸3585 番地110	通所介護	H25.3.31
社会福祉法人新発 田市社会福祉協 議会	新発田市本町4 丁目16番83号	デイサービスセン ターことぶき園	新発田市藤塚浜 字石山海岸3585 番地110	介護予防通所介 護	H25.3.31
株式会社アルプスビ ジネスクリエーショ ン新潟	長岡市東高見1 丁目3番地5	まちトレ十日町	十日町市千歳町 3丁目5番地9 マト新ビル1階	通所介護	H25.3.31

株式会社アルプスビ ジネスクリエーショ ン新潟	長岡市東高見1 丁目3番地5	まちトレ十日町	十日町市千歳町 3丁目5番地9 マト新ビル1階	介護予防通所介 護	H25.3.31
株式会社アルプスビ ジネスクリエーショ ン新潟	長岡市東高見1 丁目3番地5	まちトレ柏崎	柏崎市柳橋町9 番32号丸真ビル 1階	通所介護	H25.3.31
株式会社アルプスビ ジネスクリエーショ ン新潟	長岡市東高見1 丁目3番地5	まちトレ柏崎	柏崎市柳橋町9 番32号丸真ビル 1階	介護予防通所介 護	H25.3.31

## ◎新潟県告示第571号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、小千谷市に係る小千谷農業振興地域（平成13年3月新潟県告示第650号）の区域を次のとおり変更する。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更した地域の名称  
小千谷農業振興地域

## 2 区域

小千谷市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び長岡地域振興局農林振興部で縦覧する。

## 3 変更年月日

平成25年4月16日

## ◎新潟県告示第572号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市八箇字よしかわ丙65の1、丙66から丙68まで、丙556、丙558から丙561まで、丙563の1、字ぬけま丙69から丙71まで、丙73の1、丙73の2、丙74から丙78まで、丙80から丙82まで、丙85から丙90まで、丙93、丙94、丙95の1、丙95の2、丙96、丙97の1、丙98から丙101まで、丙104、丙105の1、丙466の2、丙471、丙474、丙475の1、丙475の2、丙476の1、丙476の2、丙477から丙479まで、字上小倉丙72、字岩土丙181の1、181の2、丙182、丙183、丙186から丙188まで、丙188の子、丙189、丙190、丙190の子、丙192の1、丙192の2、丙193の1、丙193の2、丙194から丙196まで、丙248、丙248の子、丙249から丙252まで、丙274、丙286、丙291、丙305から丙307まで、丙312から丙322まで、丙324から丙336まで、丙355、丙356の子、丙366、丙374、丙374の子、丙375の1、丙376、丙377、丙386、丙390、丙391、丙392の1、丙393の1から丙393の6まで、丙393の8、丙394から丙398まで、丙399の1、丙399の2、丙400の1、丙400の2、丙400の子、丙401から丙407まで、丙408の1、丙408の2、丙409から丙412まで、丙427、字やけ柱丙241、丙241の子、丙242の1、丙242の2、丙243、丙244、丙245の1、丙245の2、丙246の1、丙246の2、丙253、丙253の子、丙254から丙256まで、丙257の1、丙257の2、丙258、字小笹丙378から丙380まで、丙387から丙389まで、字大沢丙413から丙421まで、丙421の子、丙422、丙423、丙424の1、丙424の2、丙424の子、丙425、丙426、丙428、丙429、丙433、丙437、丙480、丙481の1、丙481の2、丙482から丙489まで、丙495、丙495の子、丙495の丑、丙501の1、丙501の2、丙502から丙506まで、丙509、丙510、丙510の子、丙511から丙513まで、丙514の1、丙514の2、丙515の1、丙515の2、丙516の1、丙516の2、丙517の2、丙517の3、丙518の1、丙519、字たきの下丙438、丙445、丙447、丙448、丙450の1、丙450の2、丙451の1、丙451の2、字上原丙538の1、丙541から丙543まで、丙544の1、丙545、丙546の2、丙546の3、丙547から丙554まで

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第573号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市永松字山入452の2、456の2、456の3、459、460、461の1、461の2、462、463の1、463の2、464の1から464の4まで、464の寅から464の巳まで、465、476、476の1、477の1から477の8まで、字畑沢892、893の1、893の2、894、913の1から913の5まで、914から917まで、字タノ沢918、919の1から919の3まで、920から923まで、924の1から924の3まで、925から940まで、941の1、941の4、941の6、941の12から941の17まで、941の62から941の64まで、941の66、941の67、941の70から941の82まで、941の99から941の181まで、941の183から941の198まで、941の200、941の202、941の203、941の205、941の208、941の210、941の212、941の218、941の221、941の223、941の巳2

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第574号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県魚沼市四日町字杉山1658の1、1660、1662、1662の1

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### ◎新潟県告示第575号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県小千谷市大字上片貝字鷺巣858、859の1、860

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び小千谷市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### ◎新潟県告示第576号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市清里区赤池字菅平953の1、953の2、954から956まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### ◎新潟県告示第577号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県妙高市大字長沢字松倉山4629の3、4629の4、4630の3

2 指定の目的



土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第578号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の五十公野土地改良区の定款の変更を平成25年4月5日認可した。

平成25年4月16日

新潟県新発田地域振興局長

### ◎新潟県告示第579号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、魚沼市の魚沼市土地改良区の定款の変更を平成25年4月5日認可した。

平成25年4月16日

新潟県魚沼地域振興局長

### ◎新潟県告示第580号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営平谷地区農用地保全施設整備(ため池等整備「老朽ため池」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

#### 2 縦覧に供する期間

平成25年4月17日から平成25年5月17日まで

#### 3 縦覧に供する場所

上越市役所及び上越市吉川区総合事務所

#### 4 その他

(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

### ◎新潟県告示第581号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
釜淵	農用地保全施設整備(ため池等整備「老朽ため池」)事業	上越市	平成24年11月26日

## ◎新潟県告示第582号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（十日町地域振興局）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年 4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業津南地区（谷内換地区）確定測量）
- 2 作業期間 平成24年 9月18日から平成25年 1月31日まで
- 3 作業地域 中魚沼郡津南町大字谷内 地内

## ◎新潟県告示第583号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（十日町地域振興局）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年 4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業清津里山地区（白羽毛換地区）確定測量）
- 2 作業期間 平成24年10月 1日から平成25年 3月 7日まで
- 3 作業地域 十日町市白羽毛 他 地内

## ◎新潟県告示第584号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（十日町地域振興局）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年 4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営農地環境整備事業赤倉地区（全換地区）確定測量）
- 2 作業期間 平成24年10月 1日から平成25年 3月 7日まで
- 3 作業地域 十日町市赤倉 他 地内

## ◎新潟県告示第585号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第2項の規定により、佐渡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年 4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（金井地区公共下水道1／500平面図作成）
- 2 作業期間 平成25年 1月16日から平成25年 3月28日まで
- 3 作業地域 佐渡市 三瀬川 地内 外1

## ◎新潟県告示第586号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 河川部河川計画課長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年 4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（砂防計画のため）
- 2 作業期間 平成24年10月 6日から平成25年 3月15日まで
- 3 作業地域 魚沼市内

## ◎新潟県告示第587号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成25年 4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成25年1月11日	青木 一夫	二級建築士	第5193号	死亡
平成25年1月11日	中島 照夫	二級建築士	第7759号	死亡
平成25年3月8日	藤巻 久男	二級建築士	第4388号	死亡
平成25年3月22日	田宮 尚人	二級建築士	第14608号	申請
平成25年3月22日	岩城 隆	二級建築士	第9613号	申請
平成25年3月22日	早川 健悟	二級建築士	第17682号	申請

## 公 告

### 新潟学園改築整備事業の入札説明書等の策定及び公表について（公告）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条の規定により、新潟学園改築整備事業を実施する事業者の選定に係る入札書類等を策定したので公表する。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 事業名称 新潟学園改築整備事業
- 2 策定した書類
  - (1) 入札説明書
  - (2) 要求水準書
  - (3) 様式集
  - (4) 落札者決定基準
  - (5) 基本協定書(案)
  - (6) 事業契約書(案)

- 3 書類の閲覧

新潟県福祉保健部児童家庭課で閲覧に供する。新潟県ホームページからも入手可能である。

URL <http://www.pref.niigata.lg.jp/jidoukatei/1337151313978.html>

- 4 問い合わせ先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部児童家庭課家庭福祉係

電話 025-280-5926(直通)

### 大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 

名 称 (仮称) ライフガーデン新発田複合商業施設計画

所在地 新発田市舟入町三丁目541-2外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者
    - ・氏名又は名称 ダイワロイヤル株式会社
    - 法人代表者氏名 代表取締役 原田 健
    - 住所 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号

- ・ほか1者
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
  - ・氏名又は名称 株式会社カワチ薬品
  - 法人代表者氏名 代表取締役 河内 伸二
  - 住所 栃木県小山市大字卒島1293番地
  - ・ほか4者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年12月5日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計  
計2,704平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 計206台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 計84台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・面積 計245平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・容量 計22立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯  
午前8時30分から午後9時30分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ・出入口の数 4箇所
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時
- 7 届出年月日  
平成25年4月4日
- 8 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、新発田市産業企画課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間  
平成25年4月16日から平成25年8月16日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

#### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

---

平成25年4月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 あすとびあ高田  
所在地 上越市本町五丁目195番  
設置者 高田まちづくり株式会社
- 2 変更しようとする事項  
・廃棄物等保管施設の位置  
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更年月日  
平成25年12月6日(ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降)
- 4 変更の理由  
廃棄物保管場所の増設によって店舗内の利便性を向上するため。
- 5 届出年月日  
平成25年4月5日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成25年4月16日から平成25年8月16日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 山下の家具長岡店  
所在地 長岡市喜多町字鑑潟391-1  
設置者 株式会社山下家具店
- 2 届出の概要及び公告日  
概要 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による変更(開店時刻及び閉店時刻の変更及びその他の変更)に関する届出  
公告日 平成25年12月7日
- 3 意見の概要  
(1) 長岡市からの意見の概要  
意見なし  
(2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間  
平成25年4月16日から平成25年5月16日まで

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を

次のとおり公表する。

平成25年 4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 M E G A ドン・キホーテ柏崎店  
所在地 柏崎市東長浜町字東江149外  
設置者 株式会社長崎屋
- 2 届出の概要及び公告日  
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の住所の変更及びその他の変更）に関する届出  
公告日 平成24年12月7日
- 3 意見の概要
  - (1) 柏崎市からの意見の概要  
意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間  
平成25年 4月16日から平成25年 5月16日まで

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年 4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 M E G A ドン・キホーテ柏崎店  
所在地 柏崎市東長浜町字東江149外  
設置者 株式会社長崎屋
- 2 届出の概要及び公告日  
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐車場の位置及び収容台数の変更及びその他の変更）に関する届出  
公告日 平成24年12月7日
- 3 意見の概要
  - (1) 柏崎市からの意見の概要  
意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間  
平成25年 4月16日から平成25年 5月16日まで

#### 病院局公告

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、生化学自動分析装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年4月16日

新潟県立加茂病院長 高橋 芳右

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

生化学自動分析装置 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年7月31日(水)

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課経営係

電話番号 0256-52-0701 内線208

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年5月13日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年5月20日(月)午前10時00分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

### 公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第20号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域は、次のとおりである。

平成25年4月16日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域	委 嘱 期 間
市村 幸雄 小池 光祐 塩田 美幸 増井 智子 高橋 利幸 真野 恵 丸山 和幸 本間 怜子 田中 佐代子 丸山 保 柿原 恵美子 大宮 一真	新潟東警察署生活安全課	新潟東警察署の管轄区域	平成25年4月1日から 平成27年3月31日まで
笹川 悦生 小林 利一 江口 孝子 柴田 歳子 倉田 みどり 池 永子 堀川 昭 井上 匡代 高橋 誠一 阿部 ヒサ子 片桐 一	新潟中央警察署生活安全課	新潟中央警察署の管轄区域	
青木 美奈子 丸山 文雄 檜山 峰子	新潟西警察署生活安全課	新潟西警察署の管轄区域	
笠原 由美子 高橋 光行	新潟北警察署生活安全課	新潟北警察署の管轄区域	



安達 勝間 高田 真由子 中野 学 金子 俊文 皆川 美枝 高橋 宏行	新発田警察署生活安全課	新発田警察署の管轄区域
細野 清子 丹羽 正玄 飯島 剛志 稲垣 晴一	村上警察署生活安全課	村上警察署の管轄区域
小川 勝博 酒井 成樹	阿賀野警察署生活安全課	阿賀野警察署の管轄区域
押味 敏昭 市嶋 範恵	秋葉警察署生活安全課	秋葉警察署の管轄区域
幸田 昇 藤井 キヨ子 佐藤 勝昭 白井 佳世子 川上 力 高野 博子	三条警察署生活安全課	三条警察署の管轄区域
小林 廣美 菅原 恵美子	燕警察署生活安全課	燕警察署の管轄区域
梶原 節子 内藤 博子 諸橋 陽一 樋熊 憲子 田中 二三雄 佐藤 茂 野村 修士 武見 正廣 樋口 俊郎 長谷川 真 中村 公哉	長岡警察署生活安全課	長岡警察署の管轄区域
高橋 四郎 高橋 好子	南魚沼警察署生活安全課	南魚沼警察署の管轄区域
高橋 美雪 樋口 孝夫	十日町警察署生活安全課	十日町警察署の管轄区域
松村 昌明 中野 晴明 石田 正巳 桑山 浩 山崎 紘一 本田 留美子	柏崎警察署生活安全課	柏崎警察署の管轄区域
佐藤 文雄 清水 善子 松木 敏行 岸波 敏夫 風間 寿春 竹原 寛 玉虫 秀子	上越警察署生活安全課	上越警察署の管轄区域

白田 厚 齊藤 幸 高橋 幸夫 太田 ヤヨ子			
清水 佐夜子 古川 源三 大澤 実 小嶋 宏導	妙高警察署生活安全課	妙高警察署の管轄区域	
猪又 勝代 陶山 治 島田 敏彦 水嶋 聡	糸魚川警察署生活安全課	糸魚川警察署の管轄区域	
樋浦 まり子 渡部 透	新潟中央警察署生活安全課 小千谷警察署生活安全課	新潟中央警察署の管轄区域 小千谷警察署の管轄区域	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで